

軽トラック、無料でお貸しします。

～災害ゴミの運搬等にご利用ください。～

台風15号及び台風19号の被害に伴う復旧作業に一般社団法人
日本カーシェアリング協会様から提供を受けた軽トラックを無料でお
貸しします。

対 象 袖ヶ浦市内在住の方

車 両 軽トラック(MT車)

貸出期間 原則1日以内(9:00～16:00)

申込方法等 ①社会福祉協議会へ電話(63-3888)し、空き状況を確認

②利用当日、申請書をご記入いただき、運転免許証の
提示

※免許証はコピーさせていただきます。

③車両の状況及び燃料満タンを確認後、貸出

④燃料を満タンにし、簡単に清掃して返却

保 険 対人:無制限 対物:無制限(免責額5万円)

人身傷害:3,000万円／人(乗車中のみ) に加入済

問合せ・申込先

社会福祉法人 袖ヶ浦市社会福祉協議会

袖ヶ浦市飯富1604番地

電話:0438-63-3888

軽トラック貸付申請書

令和元年 月 日

社会福祉法人袖ヶ浦市市社会福祉協議会
会 長 小 島 直 子 様

申請者 住 所

氏 名 ㊞

電話番号

台風15号の被害に伴う復旧作業に使用するため、軽トラックの貸付を申請します。
また、貸付においては下記の遵守事項を守ります。

貸付日 及び時間	令和元年 月 日 () 時 分から 令和元年 月 日 () 時 分まで	
利用目的		
運 転 者	住 所	
	氏 名	
同 行 者	住 所	
	氏 名	
遵守事項	(1)軽トラックを本来の目的以外に使用してはならない。 (2)軽トラックは、貸付の許可を受けた者以外は、運転してはならない。 (3)借り受けた軽トラックを第三者に転貸してはならない。 (4)交通法規を遵守し、事故のないよう安全運転を励行すること。 (5)事故が発生したときは、速やかに社会福祉協議会に連絡すること。 (6)人身事故を引き起こし、第三者を死傷等させた場合は、加入している保険の範囲内での保障の対応となる。 対人:無制限 対物:無制限(免責額5万円) 人身傷害:3,000万円/人(乗車中のみ) (7)使用した燃料は、返却時に同量を補給し、給油領収を証する伝票を提示すること。 (8)利用後は、車輛の清掃を行うこと。 (9)返却時間は、必ず守ること。	

事務局長	係 長	係 員